

北海道音威子府村地域おこし協力隊インターンシップ実施要領

2023. 7. 28 現在

1 趣旨

この要領は、大学等の学生（以下「学生」という。）を対象として、音威子府村での地域おこし協力隊インターンシップ研修（以下「研修」という。）を行う場合における、当該研修の期間、実施方法、研修生の資格要件、募集方法、サービス、その他必要な事項を定めるものである。

2 研修の目的

本研修は、本村での学生研修を通じて、地域全体の魅力化を図るとともに、地域内外との関係人口創出を目的とする。また、本村における地域おこし協力隊受け入れに向けた取り組みと位置づける。

3 研修の実施場所

研修の実施場所は、音威子府村全域を対象とし、必要に応じて他地域での研修も行うものとする。

4 研修の期間

研修の期間については、都度設定するものとし、2週間から1ヶ月程度を目安とする。

（1）研修の具体的な日程については、研修実施部署の管理職が決定する。

（2）研修生は、研修が開始された日から研修が終了する三日前までの間、研修の期間の延長の申出を行うことができる。

5 研修生の資格要件

研修生は、原則として大学等の学生であって、在籍を証明できる書類等を提出できる者とする。ただし、大学等を休学している者は、正当な事由等があると認められる場合は資格要件を認めるものとする。

6 研修生の募集及び決定等

研修生の募集及び決定等については、次のとおりとする。

（1）インターネット等を通じて研修生を募集する。

（2）研修実施部署により受け入れる研修生の選考、決定をし、学生に通知する。

（3）研修生は、研修開始前にサービス規律等の遵守にかかる誓約をしなければならない。

（4）研修は必要に応じて音威子府村と研修実施に係る覚書を取り交わすものとする。

7 受入条件等

（1）研修生は、それぞれが在籍する大学等の学生の身分とする。

（2）研修での報償は日額 6,000 円とし、その他の金銭給付は行わないものとする。ただし、延べ 14 日に満たない場合は報償金を支給しない。

（3）交通費、滞在費等は、自己負担とする。

（4）研修者は、研修期間中の事故等に備えて、傷害保険および賠償責任保険に各自で加入するものとし、加入がわかる書類等を研修開始前までに提出するものとする。事故等発生した場合には、自らの責任において対応するものとする。

（5）滞在費のうち、村で指定する場所を利用の場合に限り、施設利用料金および光熱水費は無償とする。ただし、滞在場所は受け入れ人数等を考慮し、村で指定するものとする。

8 誓約

研修生は、研修開始までに誓約書を提出するものとする。

9 その他

大学等のインターンシップ単位認定等が必要な場合は、可能な範囲で対応する。

10 施行月日

この要領は、令和 5 年 7 月 28 日から施行する。